第二百十七条第一項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第二百十七条の二の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十七条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」を「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

（一部事務組合に関する規定の準用）

第二百十七条の三　第二百十一条の規定は、地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合について準用する。

第二百二十四条中「、第九十二条第三項」を削る。

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「管理者」の下に「（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）」を、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）」を加える。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長」の下に「（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）」を、「地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長」の下に「（同法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同条第二項中「、委員の解職請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十四条第一項中「又は長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）」を加える。

第十四条の二第四項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に改める。

第十七条中「（教育組合のうち」を「又は長（」に、「第二百八十七条の二第二項の規定により」を「第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて」に、「同法第二百八十五条の一部事務組合であるもの」を「教育組合」に改め、「又は長」を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「（広域連合にあつては、長）」を「又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く一部事務組合等にあつては、理事会）」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは長」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）」を加え、同項第六号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第七条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三条第一項中「前条第四項ただし書」を「前条第三項ただし書」に改める。

第四条第一項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第十四条中「、第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と」を削る。

第十九条中「第十六条まで」の下に「、第十八条第一項ただし書」を、「公職の候補者に関する部分に限る。）」の下に「、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」を、「第七十二条」の下に「、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）」を加える。

第二十二条中「第五十八条まで」の下に「、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項」を加え、「第六十一条（第四項に係る部分を除く。）」を「第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）」に改め、「第百四十二条第一項」の下に「（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）」を加える。

第二十八条中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第五十四条中「、署名収集委任届出書」を削る。